別表一 今回改正の許容限度(上限値)

	車種	測定モード -	一酸化炭素		炭化水素		窒素酸化物			粒子状物質		施行予定年月日				
	平 1理		現行値	今回改正	削減率	現行値	今回改正	削減率	現行値	今回改正	削減率	現行値	今回改正	削減率	爬1〕小足牛月口	
軽油を燃	定格出力が19kw以上37kw未満の もの	8 E- F*	-	6.50g/kWh	新設	-	1.95g/kWh	新設	-	10.40g/kWh	新設	-	1.04g/kWh	新設 -	新型車 平成15年10, 継続生産車 平成16年 9, 輸入車 平成16年 9,	月 1日
料とする	定格出力が37kw以上75kw未満の もの	8 E- F*	-	6.50g/kWh		-	1.69g/kWh		-	9.10g/kWh		-	0.52g/kWh		新型車 平成15年10, 継続生産車 平成16年 9, 輸入車 平成16年 9,	月 1日
大型特殊	定格出力が75kw以上130kw未満 のもの	8 E- F*	-	6.50g/kWh		-	1.30g/kWh		-	7.80g/kWh		-	0.39g/kWh		新型車 平成15年10, 継続生産車 平成16年 9, 輸入車 平成16年 9,	月 1日
外 自 動 車	定格出力が130kw以上560kw未満 のもの	8 E- F*	-	4.55g/kWh		-	1.30g/kWh		-	7.80g/kWh		-	0.26g/kWh		新型車 平成15年10, 継続生産車 平成16年 9, 輸入車 平成16年 9,	月 1日

車種	測定モード	粒子状物質の	のうちディー	ゼル黒煙 	施行予定年月日		
中		現行値	今回改正	削減率	/但1	了了这年月日	
軽油を燃料する大型特殊自動車	8 E- F*	-	40%	新設	新型車 継続生産車 輸入車	平成15年10月 1日 平成16年 9月 1日 平成16年 9月 1日	